平成２３年（フ）第７号
長野県飯田市大瀬木1971番地１　市営住宅Ｃ―402号
債務者　木下　理恵
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２０８０号
京都府宇治市槇島町落合145番地の14
債務者　西郷由紀子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８１号
京都府宇治市槇島町落合145番地の14
債務者　西郷　　幸
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
京都市中京区西ノ京大炊御門町８番地、住民票上の住所京都市右京区常盤段ノ上町２番地４
債務者　旬鮮戈川こと　河原林辰藏
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
京都市中京区西ノ京大炊御門町８番地
債務者　堀平　孝子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
京都市中京区壬生土居ノ内町15番地　ガルソニエール15別棟210号
債務者　友田　康雄
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
京都府宇治市広野町桐生谷92番地の５　エッセンシャルハイツ203号
債務者　山中麻衣子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
京都市左京区大原上野町400番地15
債務者　出水　昭子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
京都市西京区上桂前川町115番地　ノーブルハウス401号
債務者　八木貴代司
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４００号
京都市右京区太秦井戸ケ尻町22番地６　アルス太秦205号
債務者　武田　辰也
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
京都府京田辺市大住責谷19番地11　101
債務者　大河内正広
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
京都府京田辺市大住責谷19番地11　101
債務者　大河内淑恵（債務発生時の姓蔵所）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４７８号
京都府相楽郡精華町大字菱田小字八講田16番地26
債務者　加藤三矢子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４９８号
京都市南区吉祥院前河原町１番地　二宮ビル３Ｆ22号
債務者　泉こと　許　　清定
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５０２号
京都市伏見区納所町23　オリオン淀206号、住民票上の住所京都市伏見区紺屋町177番地
債務者　舛田　哲也
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５０号
広島県呉市船見町２番26号
債務者　武政　尚美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第５５号
広島県呉市広本町３丁目３番22号
債務者　岩本喜久子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　広島地方裁判所呉支部